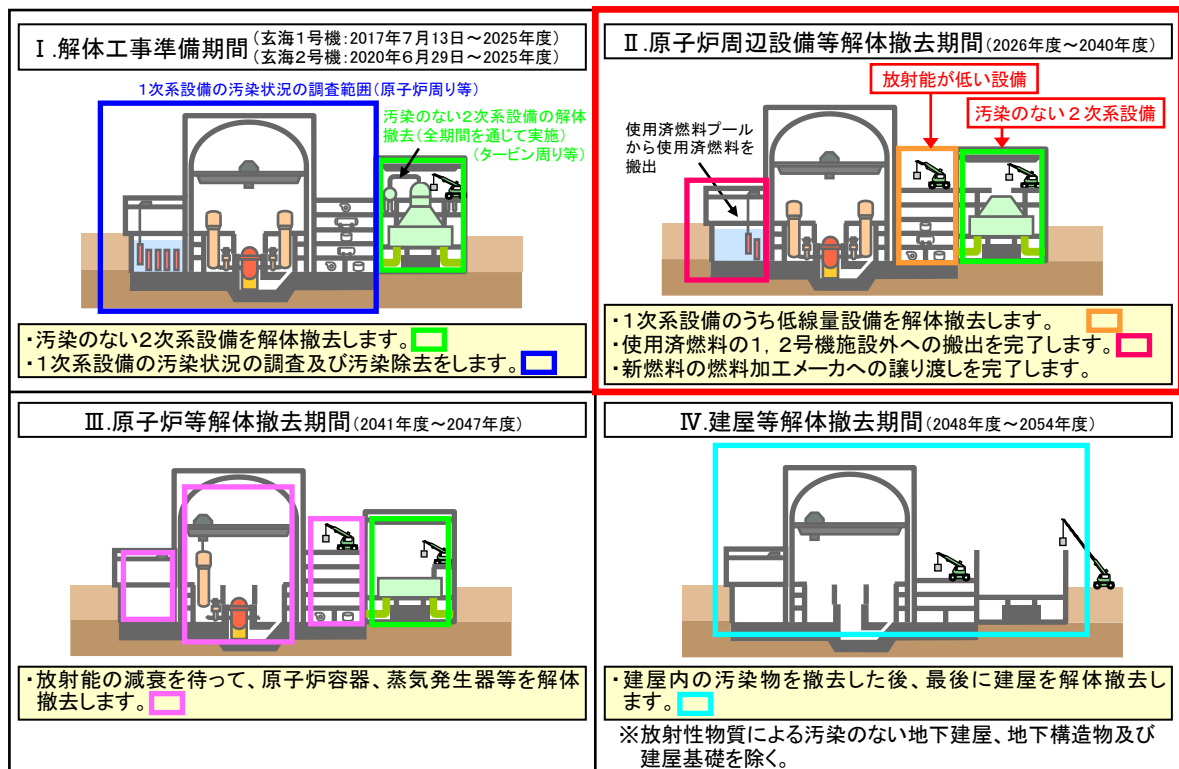


玄海 1, 2号機 廃止措置第 2 段階における 解体撤去の作業内容について

玄海 1, 2号機廃止措置第 2 段階における、放射能が低い設備の解体撤去は、設備の放射能レベルを踏まえ、放射能レベルの低いものから順次実施する計画としています。

また、汚染のない 2 次系設備（タービンへ蒸気を供給する系統）の解体撤去についても、第 1 段階に引き続き計画通り進めていきます。

第 2 段階における解体撤去作業



(参考) 用語の説明

・ 廃止措置

運転を終了した原子力発電所について、全ての施設の解体撤去を実施すること。安全且つ着実に施設の解体撤去作業を行うために廃止措置計画を定め、原子力規制委員会の認可を受ける必要がある。

・ 低線量設備

放射能レベルが低い 1 次系設備。

(原子炉容器や蒸気発生器などの 1 次系の主要設備は第 3 段階で解体撤去)